

桜ショートステイホーム 施設利用料金表(1日目～30日目)

利用者負担第2段階（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	サービス利用に係る自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を積算 （左：1割/中：2割/右：3割）			居住費	食費	自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			自己負担額（30日分） （左：1割/中：2割/右：3割）		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	I)F+G+H			I*30		
要支援1	529	18	8	6	535	1,070	1,605	608	1,216	1,823	880	600	2,088	2,696	3,303			
要支援2	656				662	1,324	1,986	753	1,504	2,256			2,233	2,984	3,736			
要介護1	704				736	1,472	2,208	837	1,672	2,508			2,317	3,152	3,988			
要介護2	772				804	1,608	2,412	914	1,827	2,740			2,394	3,307	4,220			
要介護3	847				879	1,758	2,637	999	1,997	2,996			2,479	3,477	4,476	74,370	104,313	134,269
要介護4	918				950	1,900	2,850	1,080	2,158	3,238			2,560	3,638	4,718	76,800	109,152	141,528
要介護5	987				1,019	2,038	3,057	1,158	2,315	3,473			2,638	3,795	4,953	79,140	113,855	148,583

利用者負担第3段階①（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の方）

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	サービス利用に係る自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を積算 （左：1割/中：2割/右：3割）			居住費	食費	自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			自己負担額（30日分） （左：1割/中：2割/右：3割）		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	I)F+G+H			I*30		
要支援1	529	18	8	6	535	1,070	1,605	608	1,216	1,823	1,370	1,000	2,978	3,586	4,193			
要支援2	656				662	1,324	1,986	753	1,504	2,256			3,123	3,874	4,626			
要介護1	704				736	1,472	2,208	837	1,672	2,508			3,207	4,042	4,878			
要介護2	772				804	1,608	2,412	914	1,827	2,740			3,284	4,197	5,110			
要介護3	847				879	1,758	2,637	999	1,997	2,996			3,369	4,367	5,366	101,070	131,013	160,969
要介護4	918				950	1,900	2,850	1,080	2,158	3,238			3,450	4,528	5,608	103,500	135,852	168,228
要介護5	987				1,019	2,038	3,057	1,158	2,315	3,473			3,528	4,685	5,843	105,840	140,555	175,283

利用者負担第3段階②（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える方）

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	サービス利用に係る自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を積算 （左：1割/中：2割/右：3割）			居住費	食費	自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			自己負担額（30日分） （左：1割/中：2割/右：3割）		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	I)F+G+H			I*30		
要支援1	529	18	8	6	535	1,070	1,605	608	1,216	1,823	1,370	1,300	3,278	3,886	4,493			
要支援2	656				662	1,324	1,986	753	1,504	2,256			3,423	4,174	4,926			
要介護1	704				736	1,472	2,208	837	1,672	2,508			3,507	4,342	5,178			
要介護2	772				804	1,608	2,412	914	1,827	2,740			3,584	4,497	5,410			
要介護3	847				879	1,758	2,637	999	1,997	2,996			3,669	4,667	5,666	110,070	140,013	169,969
要介護4	918				950	1,900	2,850	1,080	2,158	3,238			3,750	4,828	5,908	112,500	144,852	177,228
要介護5	987				1,019	2,038	3,057	1,158	2,315	3,473			3,828	4,985	6,143	114,840	149,555	184,283

利用者負担第4段階（市町村民税世帯課税者の方）

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	サービス利用に係る自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を積算 （左：1割/中：2割/右：3割）			居住費	食費	自己負担額 （左：1割/中：2割/右：3割）			自己負担額（30日分） （左：1割/中：2割/右：3割）		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	I)F+G+H			I*30		
要支援1	529	18	8	6	535	1,070	1,605	608	1,216	1,823	2,066	1,445	4,119	4,727	5,334			
要支援2	656				662	1,324	1,986	753	1,504	2,256			4,264	5,015	5,767			
要介護1	704				736	1,472	2,208	837	1,672	2,508			4,348	5,183	6,019			
要介護2	772				804	1,608	2,412	914	1,827	2,740			4,425	5,338	6,251			
要介護3	847				879	1,758	2,637	999	1,997	2,996			4,510	5,508	6,507	135,300	165,243	195,199
要介護4	918				950	1,900	2,850	1,080	2,158	3,238			4,591	5,669	6,749	137,730	170,082	202,458
要介護5	987				1,019	2,038	3,057	1,158	2,315	3,473			4,669	5,826	6,984	140,070	174,785	209,513

※要介護1・2の長期利用に関してはご相談ください。

上記へ既に加算している項目

看護体制加算（Ⅱ）	（要介護の方のみ）併設する特別養護老人ホームにおいて、看護職員を1名以上配置して24時間医療機関との連携が行える体制の場合に算定	8円/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	（要介護の方のみ）夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合算定	18円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	看護・介護職員の総数の内、常勤職員の占める割合が、100分の75以上であれば算定。	6円/日
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合算定	算定単位数の13.6%/月

その他、該当される方については下記の加算を算定させていただいております。

送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合	184円/片道
療養食加算	厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合算定（糖尿病食、減塩食など）	8円/回
長期利用者提供減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算。	△30円/日
緊急短期入所受入加算	居宅介護サービス計画において計画的に行っていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定	90円/日（14日限度）